



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

量産実用品の著作物性が争われた近時の最高裁判例（最二小判令8・4・24）および「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」の概要をご紹介します。

◆子供用椅子に著作権が認められないとした最高裁判例（最二小判令和8年4月24日）

1 事案の概要

子供用椅子「TRIPP TRAPP」（以下「本件椅子」といいます。）の製造販売元であるXらは、Yによる類似製品の製造販売等が著作権（複製権等）を侵害していると主張し、製品販売の差止めや損害賠償等を求めて提訴しました。

第1審の東京地裁は著作権侵害はない旨判示し、二審の知財高裁もこれを支持しました。そのため、Xらがこれを不服として上告受理申立てを行ったのが本件です。

2 判決要旨

最高裁は、次の通り判示して、本件椅子が著作物には当たらないとしてXらの上告を棄却しました。

「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるといふべきである。これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件椅子は、量産実用品であって、上告人らは、大要、約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、**本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができないものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。**

3 コメント

量産実用品については、特許庁の判断により意匠権が認められますが、本件では、更に著作権が認められるかが問題となりました。**意匠権と著作権とでは保護の期間が異なる上（意匠権25年、著作権75年）著作権については出願や登録が不要であるため、大きな差が生じます。**

本判例は、こうした問題について、意匠法との棲み分けや産業発達への影響を考慮した基準を示しましたものとして、実務上非常に参考になるものと思われます。

◆会社法改正の動向（中間試案の概要）

法制審議会が令和8年3月に「会社法制の見直しに関する中間試案」をまとめ、5月22日にパブリックコメントの募集期間が終わりました。早ければ来年の通常国会に改正案が提出される見込みですので、

その概要をご紹介します。

1 見直しの三本柱

今回の中間試案は、①株式の発行の在り方、②株主総会の在り方、③企業統治の在り方という三つのテーマで構成されています。

① 株式の発行の在り方

従業員や子会社役職員への株式無償交付を可能にする制度の整備や、株式を対価とするM&Aで使われる株式交付制度の適用拡大が検討されています。株式報酬の設計自由度が大きく広がることが期待されます。

② 株主総会の在り方

事前の議決権行使によって決議を実質的に確定させる制度や、バーチャルオンリー株主総会の恒久化、株主提案権の要件厳格化などが検討されています。総会実務に直結する項目であり、各社において早期の検討が求められます。

③ 企業統治の在り方

指名委員会等設置会社制度の見直し、責任限定契約の拡充、有価証券報告書と事業報告の開示の重複解消が論点となっています。

2 実務への影響

なかでも注目されるのは、株主総会の前に議決権行使の結果で決議を確定させる制度です。事前の電子投票で賛否が固まっているにもかかわらず当日の総会決議が必要とされる現行実務の形式的な負担を軽減するものですが、総会の位置付けそのものを再考するきっかけとなる改正でもあります。また、**有価証券報告書の総会前提出を促す方向性は、監査日程の前倒しなど社内態勢への影響が大きい**ため、早めの検討が求められます。

3 コメント

上記内容を盛り込んだ会社法改正案が令和9年の通常国会に提出された場合、施行はさらに数年先となる見込みですが、制度設計の方向性が見えてきましたので、施行を待つのではなく、各社の実情に照らした制度設計の在り方を問い直す機会として、今から議論を始めることをお勧めします。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

法務トピックス

◆改正障害者雇用促進法（令和8年7月1日施行）

①法定雇用率の引き上げ

民間企業の法定雇用率が**2.5%から2.7%に引き上げ**られます。

②義務対象事業主の拡大

障がい者雇用の義務対象となる事業主の範囲が**常用雇用労働者数が「40人以上」が「37.5人以上」に引き下げ**られます。

法定雇用率が未達成のまま放置すると「障がい者雇用納付金」が徴収されるなどコスト負担が発生する可能性もあり、逆に義務を達成した企業には**金銭的なインセンティブ（調整金等）も用意**されています。担当者は計画的な準備が不可欠です。詳細は厚生労働省のHPをご参照ください。